

江南市下水道事業經營戰略

令和7年度～令和16年度

【改定（案）】



令和3年3月策定
(令和7年3月改定)

江南市

第1章 はじめに

1. 経営戦略策定（改定）の趣旨と位置づけ

（1） 経営戦略策定（改定）の趣旨

下水道施設は、生活環境の改善、浸水被害の軽減、公共用水域の水質保全をその目的として、市民の生活環境を快適にするための重要な役割を担っています。街や道路の整備が進み、家庭では当たり前のように電気・ガス・水道が使われている一方で、捨てられる汚水（し尿及び生活雑排水）も生活環境に適した処理が求められています。また、近年、ゲリラ豪雨などによる雨水の浸水被害が多く発生していることにより、その対策も求められています。

本市の下水道事業は、平成5年度に事業着手（整備開始）し、平成14年度に供用開始^{注1}して以来、汚水処理施設の最適化（下水道整備区域の縮小）、人員配置の適正化といった経営の効率化を図りながら整備を進めてきました。

しかしながら、人口減少・少子高齢化や節水意識の向上等の影響により1件あたりの有収水量^{注2}の減少が見込まれていること、また、下水道施設の整備・維持管理には多額の費用を要するため、財源を一般会計繰入金^{注3}に大きく依存する状況が続いている中、本市の一般会計においても人口減少の影響や大規模事業の実施により財政運営が厳しくなっていることなどから、下水道事業の経営を取り巻く環境はより一層厳しさを増しています。

こうした状況において、下水道事業を将来にわたって安定的に続けていくため、本市では中長期的な視点に立った経営の基本計画である「江南市下水道事業経営戦略」（以下、「経営戦略」という。）を令和3年3月に策定し、事業の経営健全化を図ってきました。

このたび、現行の経営戦略の策定から4年が経過したため、その間の社会情勢等の変化を反映し、計画における各取り組みの状況及び各指標の実績を踏まえた、より質の高い新たな計画とする必要があることから、今回、経営戦略を見直すこととしました。

^{注1} 供用開始：施設を整備し、施設の使用を開始すること。

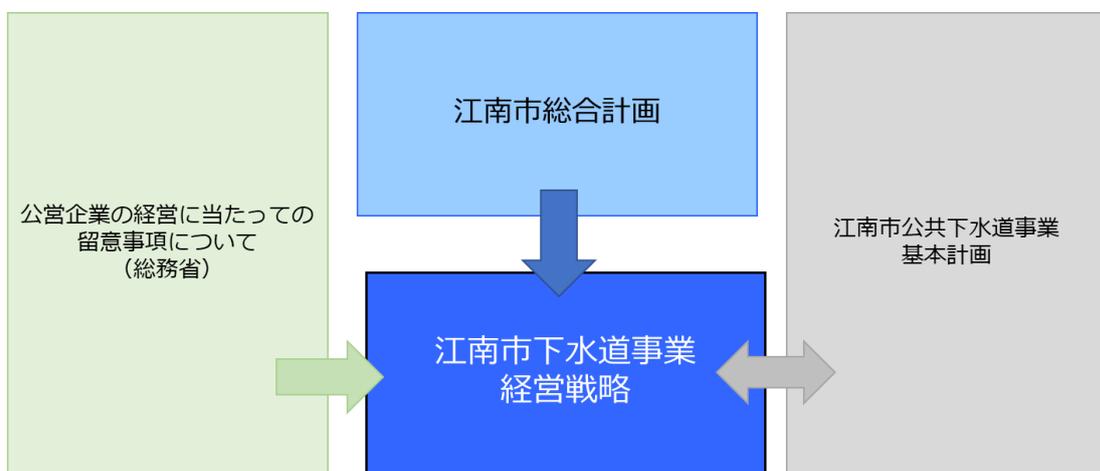
^{注2} 有収水量：下水道処理場へ流れる排水のうち、不明水を除いた汚水量のこと。この量をもとに使用料の徴収額を決定している。なお、不明水とは、汚水管きよに老朽化等が原因で流入する雨水や地下水の総称のことである。

^{注3} 一般会計繰入金：地方公営企業の収入のうち、地方公共団体の一般会計から繰り出される資金。国の基準により繰り出される基準内繰入金と、財源不足補てん等のため任意で繰り出される基準外繰入金がある。

(2) 経営戦略の位置づけ

経営戦略は、「公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成 26 年 8 月 29 日付総務省通知）」に基づき、将来にわたって安定的に事業を継続していくための経営の基本計画です。今後の下水道事業における経営の基本的な考え方、投資試算や財源試算、収支ギャップの解消等、経営健全化の取り組みを定めるもので、「江南市総合計画^{注4}」や「江南市公共下水道事業基本計画^{注5}」との整合を図ります。

【経営戦略の位置づけ】



2. 計画期間

総務省が示す「経営戦略策定・改定ガイドライン」における「中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるように、計画期間は10年以上を基本とする。」という考え方にに基づき、中長期的な展望を踏まえたうえで、令和7年度から令和16年度までの10年間を計画期間とします。

^{注4} 江南市総合計画：市の将来像を実現するための、市民と行政の総合的かつ計画的なまちづくりの指針として、市の最上位に位置づけられている計画

^{注5} 江南市公共下水道事業基本計画：市の下水道の全体像を明示し、下水道整備の方向づけを行う全体計画

第2章 下水道事業の概要

1. 下水道事業の現況

(1) 江南市下水道事業について

本市の下水道事業は、汚水と雨水を別々に排除する分流式を採用しています。

汚水事業は、愛知県が設置する流域下水道に接続する流域関連公共下水道として整備しており、愛知県が汚水処理場と主要な污水管きよ^{注6}（流域幹線）を、市が市内の家庭や工場等からの汚水を集めるための污水管きよを建設し、維持管理を行っています。

なお、本市の汚水は、一宮市、犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町を計画区域とする五条川右岸流域下水道に接続し、岩倉市北島町にある五条川右岸浄化センターにて処理されています。

また、雨水事業は、「第3次江南市総合治水計画^{注7}」に基づき、市内の重点地区について、雨水貯留施設を整備することとしています。現在、下水道事業において整備完了している雨水貯留施設はなく、令和8年度からの使用開始に向け、県立古知野高等学校内に雨水貯留施設の整備を進めています。

(令和6年3月31日現在)

整備開始年月	平成6年3月
供用開始年月	平成14年8月
法適化の時期	令和2年4月1日 ※一部適用（財務規定等）
行政区域内人口（市内総人口）	98,389人
処理区域内人口	42,206人
処理区域面積	665.8ha
処理区域内人口密度	63.4人/ha
普及率 ^{注8}	42.9%

^{注6} 污水管きよ：下水道施設のうち、家庭や工場等の汚水を処理場まで流す役割を担っているもの。下水道管とマンホールから成る。

^{注7} 第3次江南市総合治水計画：市における今後の効率・効果的な治水対策の推進を図るための、河川・排水路対策、流域対策及び浸水被害軽減対策等を含めた総合的な計画

^{注8} 普及率：市の総人口に対して下水道が利用できる環境となった地域の人口の割合

(2) 下水道使用料の現況

本市の下水道使用料（以下、「使用料」という。）は、経営の安定性を確保するため、使用水量にかかわらず固定的に発生する経費を賄う基本使用料^{注9}に使用水量に応じて決定する従量使用料^{注10}を加えて算出しています。

① 使用料体系

区分		汚水排出量	使用料 (R5.4~)	使用料 (R9.4~)
一般用	基本使用料	なし	671 円	770 円
	従量使用料	5m ³ 以下	26.4 円/m ³	30.8 円/m ³
		5m ³ 超~10m ³ 以下	108.9 円/m ³	121 円/m ³
		10m ³ 超~20m ³ 以下	122.1 円/m ³	135.3 円/m ³
		20m ³ 超~30m ³ 以下	154 円/m ³	170.5 円/m ³
		30m ³ 超~50m ³ 以下	185.9 円/m ³	205.7 円/m ³
		50m ³ 超~100m ³ 以下	204.6 円/m ³	227.7 円/m ³
		100m ³ 超~500m ³ 以下	244.2 円/m ³	269.5 円/m ³
500m ³ 超	264 円/m ³	293.7 円/m ³		
公衆浴 場用	基本使用料	100m ³ 以下	4,675 円	4,675 円
	従量使用料	100m ³ 超	51.7 円/m ³	51.7 円/m ³

※ 1 使用月（税込）

② これまでの使用料改定

汚水処理に要する費用に対し使用料収入が不足している状況が続いていたことから、経営戦略の策定と併せて行った令和 2 年度からの使用料改定の必要性に関する検証を踏まえ、令和 5 年度及び令和 9 年度に 2 段階で改定することを決定（消費税率の変更による改定を除き初めての改定）し、令和 5 年度から新料金体系での徴収を開始しています。

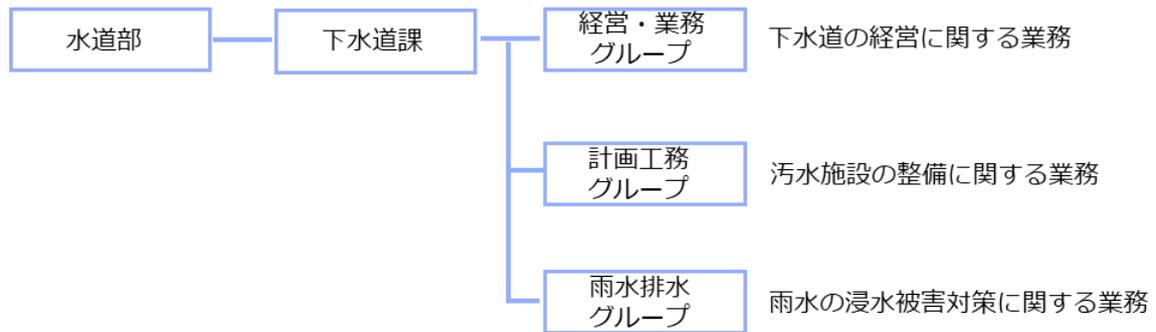
^{注9} 基本使用料：使用水量に関係なく定額で徴収する使用料

^{注10} 従量使用料：使用水量に応じ加算される使用料

(3) 組織の現況

本市の下水道事業は下水道課で運営しており、令和6年度現在、課長以下の正規職員10人と会計年度任用職員^{注11}4人の合計14人で業務にあたっています。

【組織図】



(4) 経営健全化に向けたこれまでの取り組み

本市の下水道事業では、以下の取り組みの実施により経費削減することで、経営健全化を図ってきました。

【これまでの主な経費削減の取り組み】

- 汚水幹線ルートや汚水処理分区の見直しによる整備の効率化
- 共同企業体^{注12}による入札（発注事務や工事共通費等の削減）
- 小口径マンホール採用、マンホールポンプ^{注13}の設置等の低コスト手法の導入
- ICT^{注14}を活用した下水道管情報の提供
- 水道料金と下水道使用料の収納事務等の共同処理
- 公営企業会計システムのクラウド化

^{注11} 会計年度任用職員：地方公務員法の改正により令和2年度から新たに制度化された職のこと。一会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を最長の期間として任用される非常勤の地方公務員

^{注12} 共同企業体：建設企業が単独で受注及び施工を行う通常の場合とは異なり、複数の建設企業が一つの建設工事を受注、施工することを目的として形成する事業組織体のこと。

^{注13} マンホールポンプ：汚水は勾配を利用した自然流下により処理場まで流入しており、汚水の流入が自然流下だけでは困難な場合の、ポンプアップにより自然流下を補完する役割を担う施設

^{注14} ICT：Information and Communication Technology の略で情報通信技術のこと。

2. 下水道事業の現状分析

(1) 下水道施設の整備状況

令和5年度末現在の污水管きよ延長は約210 kmです。平成5年度の整備開始後、平成14年度の供用開始を経て、現在も整備を続けています。なお、法定耐用年数（50年）に達している管きよはありません。



(2) 企業債残高の実績

企業債^{注15}の残高は、污水管きよの整備を大幅に進めていた令和元年度までは大きく増加し、整備が落ち着いた令和2年から令和4年度までは減少傾向でしたが、雨水貯留施設の整備を進める中で令和5年度から再度増加に転じています。



注15 企業債：地方公営企業が施設の整備等に要する資金を借り入れることによって生じる債務

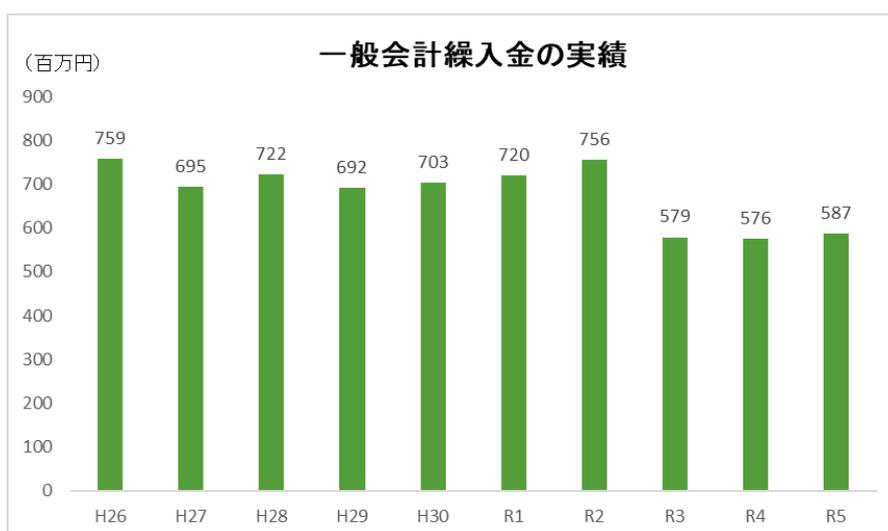
(3) 使用料収入の実績

使用料収入は、下水道整備区域の拡大や水洗化率の向上に伴い、右肩上がりで推移しています。また、令和5年度は使用料改定により大きく増加しています。



(4) 一般会計繰入金の実績

一般会計繰入金（基準内繰入金及び基準外繰入金の合計）は、令和2年度までは概ね7億円を超える額で推移してきましたが、資本費平準化債^{注16}の借り入れを開始した令和3年度以降は6億円以下の額で推移しています。



^{注16} 資本費平準化債：世代間負担の公平を図るため、企業債償還金を後年度に繰り延べることができる債務

(5) 近隣市町及び類似団体との比較

① 比較団体の選定

令和4年度の本市の下水道事業の現状について、近隣市町及び類似団体との比較により分析するため、比較団体を以下のとおり選定しました。

区分	市町名	類型区分	処理区域内人口(人)	処理区域内人口密度(人/ha)	供用開始後年数	選定基準
-	江南市	Bc2	42,257	63.5	20	-
近隣市町	犬山市	Bd1	51,567	46.3	33	五条川右岸流域下水道に接続している市町
	岩倉市	Bb2	34,523	85.5	28	
	一宮市	Bc1	263,211	60.8	62	
	扶桑町	Cb2	17,652	65.9	16	
類似団体	稲沢市	Bc2	59,763	63.0	23	本市と同じ類型区分である「Bc2」のうち、愛知県内の市町
	高浜市		33,962	56.9	24	
	長久手市		54,865	68.4	26	
	東郷町		36,412	67.6	26	

【出典】地方公営企業年鑑（総務省）

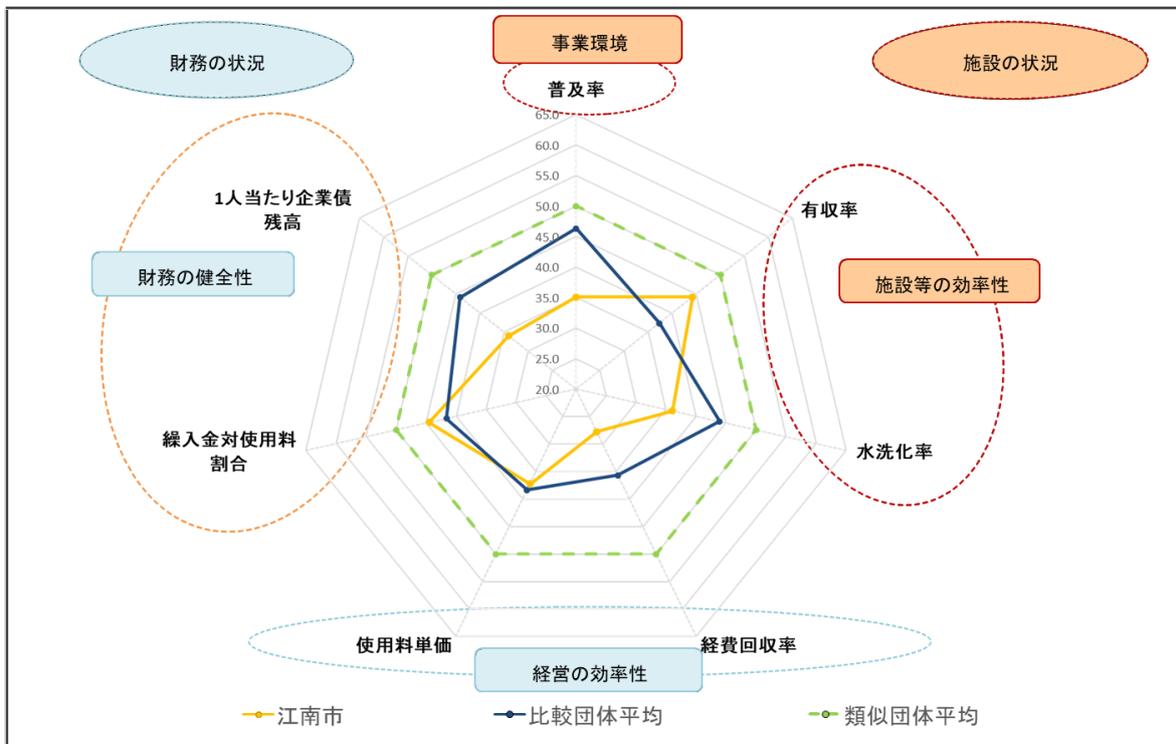
《参考》類型区分抜粋（総務省）

処理区域内人口区分	処理区域内人口密度区分	供用開始後年数別区分	類型区分
3万人以上	75人/ha以上	30年以上	Bb1
		30年未満	Bb2
	50人/ha以上	30年以上	Bc1
		30年未満	Bc2
	50人/ha未満	30年以上	Bd1
		30年未満	Bd2
3万人未満	50人/ha以上	30年以上	Cb1
		15年以上	Cb2
		15年未満	Cb3

② 経営指標比較（チャートグラフ）

「経営指標比較（チャートグラフ）」のチャート上の数値は偏差値であり、実際の数値ではありません。また、偏差値は類似団体平均を基準値としており、数値が高いほど優れた状態を表しています。

本市の現状は、比較団体平均に対し、有収率については比較的優れた状態を示しています。また、使用料単価及び繰入金対使用料割合については同水準であり、それ以外の指標については劣った状態を示しています。



経営指標			
指標	1. 施設の状況	事業環境	普及率
		施設等の効率性	有収率
			水洗化率
	2. 財務の状況	経営の効率性	経費回収率
		財務の健全性	使用料単価
			繰入金対使用料割合

③ 各経営指標による現状分析

【事業環境】

普及率

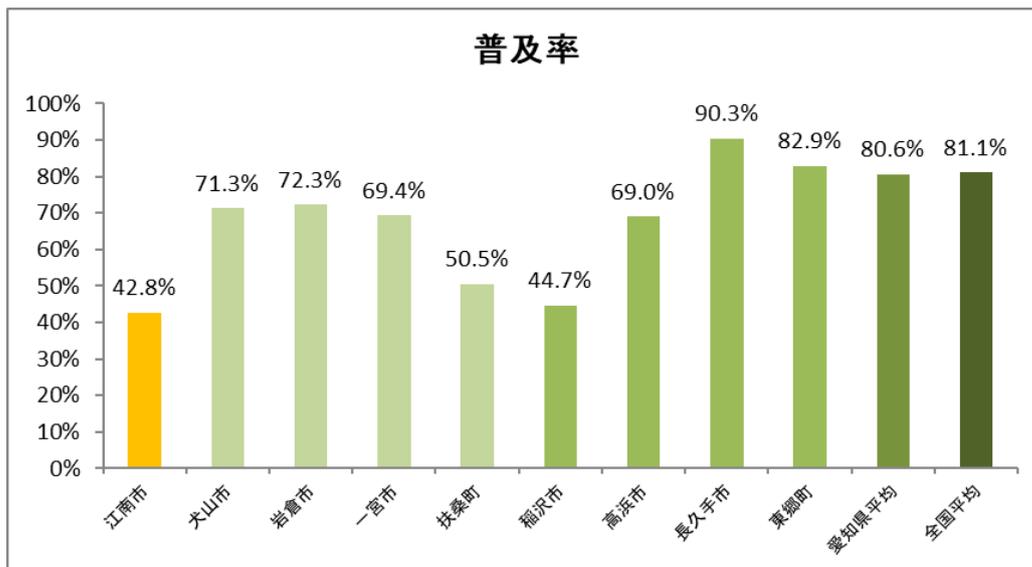
(算定式)

- $\text{処理区域内人口} \div \text{人口} \times 100$

(指標の説明)

- 人口に対する下水道が利用できる環境となった地域の人口の割合を表した指標
- 数値が高い場合ほど、下水道の整備が進んでいることを示す。

(比較表)



令和4年度末

【出典】地方公営企業年鑑（総務省）

(現状分析)

- 普及率は、供用開始年月が遅く、平成25年度まで単年度当たりの整備面積が小さかったため、全国平均、愛知県平均及び比較団体と比較すると低い水準となっています。

【施設等の効率性】

有収率																								
(算定式)																								
<ul style="list-style-type: none"> 年間有収水量÷年間排水量×100 																								
(指標の説明)																								
<ul style="list-style-type: none"> 下水道処理場へ流れる排水のうち、有収水量の割合を表した指標 100%に近いほど、施設の稼働状況が収益に反映されていることを示す。 																								
(比較表)																								
<div style="text-align: center;"> <h3>有収率</h3> <table border="1"> <caption>有収率比較表</caption> <thead> <tr> <th>自治体</th> <th>有収率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>江南市</td> <td>92.8%</td> </tr> <tr> <td>犬山市</td> <td>65.7%</td> </tr> <tr> <td>岩倉市</td> <td>87.2%</td> </tr> <tr> <td>一宮市</td> <td>75.2%</td> </tr> <tr> <td>扶桑町</td> <td>92.9%</td> </tr> <tr> <td>稲沢市</td> <td>94.1%</td> </tr> <tr> <td>高浜市</td> <td>94.1%</td> </tr> <tr> <td>長久手市</td> <td>104.8%</td> </tr> <tr> <td>東郷町</td> <td>90.1%</td> </tr> <tr> <td>愛知県平均</td> <td>75.6%</td> </tr> <tr> <td>全国平均</td> <td>81.2%</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p style="text-align: right;">令和4年度末</p>	自治体	有収率 (%)	江南市	92.8%	犬山市	65.7%	岩倉市	87.2%	一宮市	75.2%	扶桑町	92.9%	稲沢市	94.1%	高浜市	94.1%	長久手市	104.8%	東郷町	90.1%	愛知県平均	75.6%	全国平均	81.2%
自治体	有収率 (%)																							
江南市	92.8%																							
犬山市	65.7%																							
岩倉市	87.2%																							
一宮市	75.2%																							
扶桑町	92.9%																							
稲沢市	94.1%																							
高浜市	94.1%																							
長久手市	104.8%																							
東郷町	90.1%																							
愛知県平均	75.6%																							
全国平均	81.2%																							
<p>【出典】地方公営企業年鑑（総務省）</p>																								
(現状分析)																								
<ul style="list-style-type: none"> 有収率は、本市が接続する愛知県の五条川右岸流域下水道全体として算出されたものであり、同流域は雨水等の流入による不明水量が少ないため、全国平均、愛知県平均及び比較団体と比較すると高い水準となっています。 																								

【施設等の効率性】

水洗化率

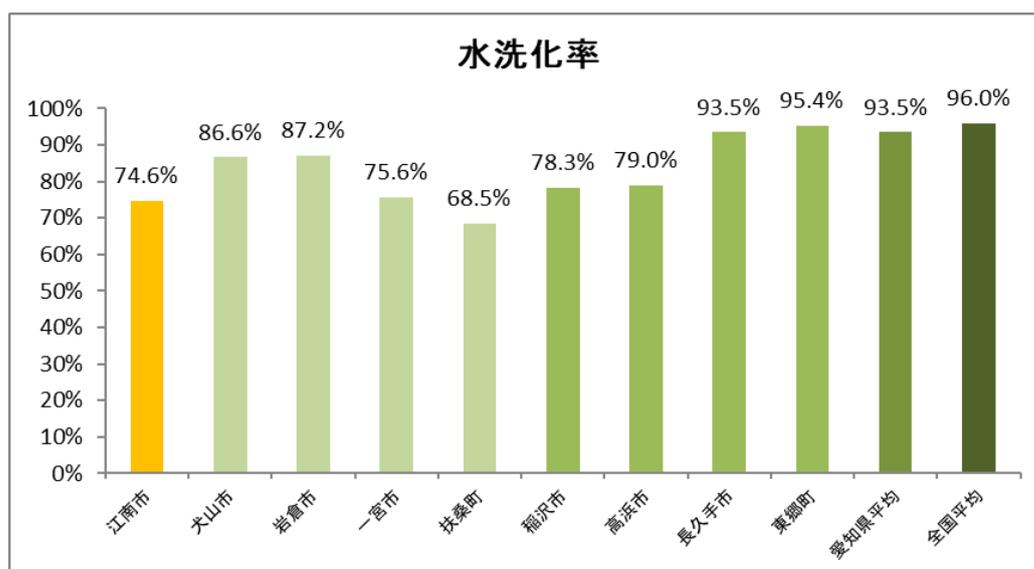
(算定式)

- $\text{下水道接続人口 (水洗化人口)} \div \text{処理区域内人口} \times 100$

(指標の説明)

- 処理区域内人口のうち、実際に下水道に接続している人口の割合を表した指標
- 数値が高い場合ほど、下水道への接続が進んでいることを示す。

(比較表)



【出典】 地方公営企業年鑑（総務省）

令和4年度末

(現状分析)

- 水洗化率は、供用開始年月が遅く、平成26年度以降に単年度当たりの整備面積を大きく増やした影響等があり、全国平均、愛知県平均及び比較団体と比較すると低い水準となっています。

【経営の効率性】

経費回収率

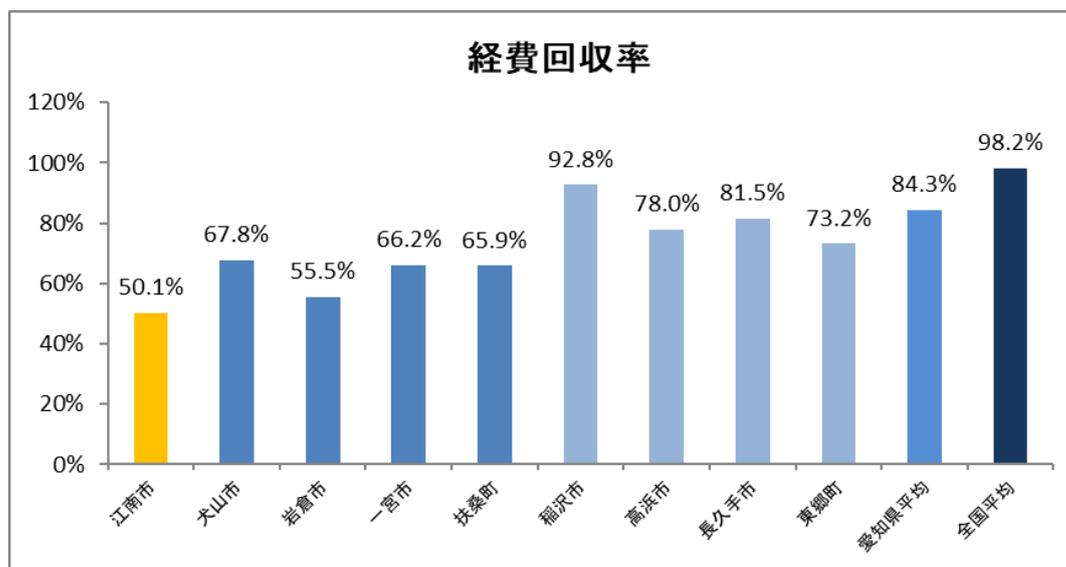
(算定式)

- 使用料収入 ÷ 汚水処理費（公費負担分を除く。） × 100

(指標の説明)

- 汚水を処理するために必要な経費（使用料で回収すべき経費）を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標
- 100%を下回っている場合は、汚水処理にかかる費用を使用料収入以外で賄っている状態を示す。

(比較表)



【出典】地方公営企業年鑑（総務省）

令和4年度末

(現状分析)

- 経費回収率は、投資にあたって多額の企業債を借り入れており、その支払利息が多く発生することが要因で汚水処理費が高くなっているため、全国平均、愛知県平均及び比較団体と比較すると低い水準となっています。

【経営の効率性】

使用料単価

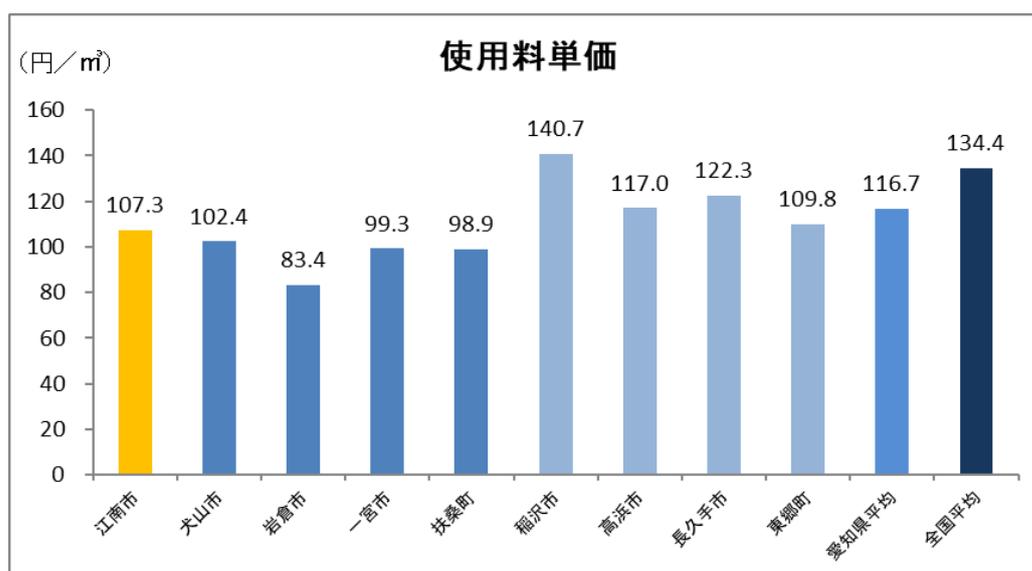
(算定式)

- 使用料収入 ÷ 年間有収水量

(指標の説明)

- 有収水量 1 m³当たりの使用料収入を表した指標
- 下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、最低限行うべき経営努力として、使用料収入月 3,000 円 / 20 m³ (使用料単価 150 円 / m³) を前提として行われている。

(比較表)



【出典】 地方公営企業年鑑 (総務省)

令和 4 年度末

(現状分析)

- 使用料単価は、比較団体と比較すると同水準となっていますが、愛知県平均と比較すると若干低い水準となっており、また全国平均と比較すると低い水準となっています。

【財務の健全性】

繰入金対使用料割合

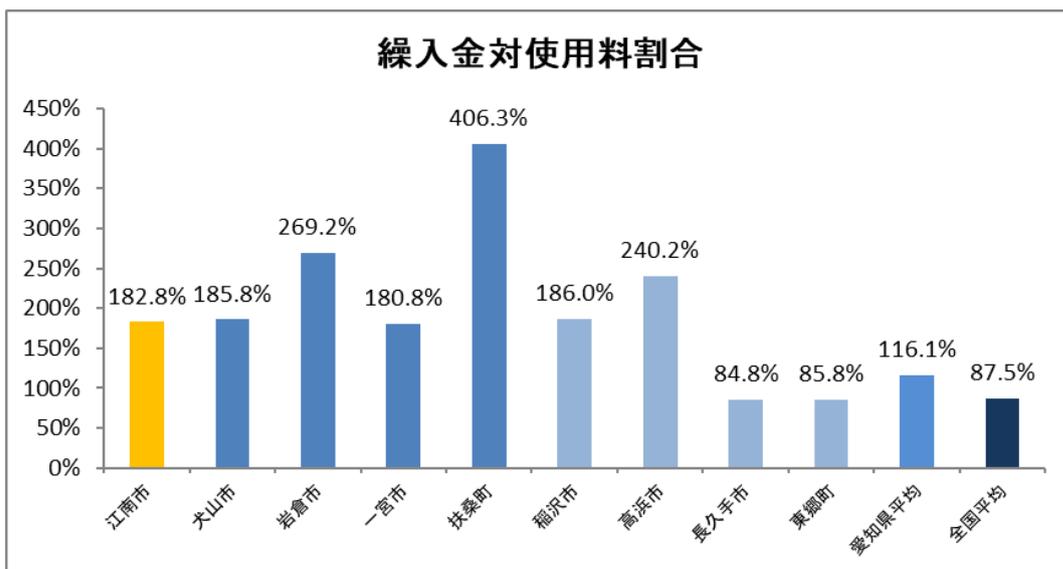
(算定式)

- 一般会計繰入金÷使用料収入×100

(指標の説明)

- 使用料収入に対する一般会計繰入金の割合を表した指標
- 数値が高い場合ほど、一般会計繰入金に依存していることを示す。

(比較表)



【出典】 地方公営企業年鑑（総務省）

令和4年度末

(現状分析)

- 繰入金対使用料割合は、比較団体と比較すると同水準となっていますが、全国平均及び愛知県平均と比較すると高い水準となっています。
- 使用料収入の約 1.8 倍の一般会計繰入金に依存して事業を運営していることを表しています。

【財務の健全性】

1人当たり企業債残高

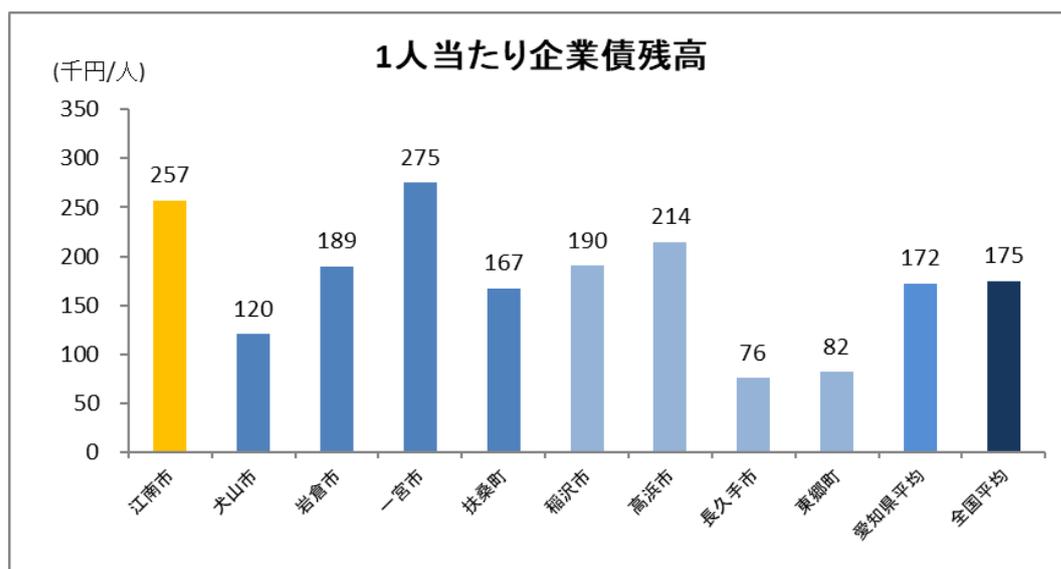
(算定式)

- 企業債残高÷処理区域内人口

(指標の説明)

- 処理区域内の1人当たりの企業債の負担額を表した指標
- 数値が高い場合ほど、将来世代への負担が大きいことを示す。

(比較表)



【出典】地方公営企業年鑑（総務省）

令和4年度末

(現状分析)

- 1人当たり企業債残高は、全国平均、愛知県平均及び比較団体と比較すると高い水準となっています。

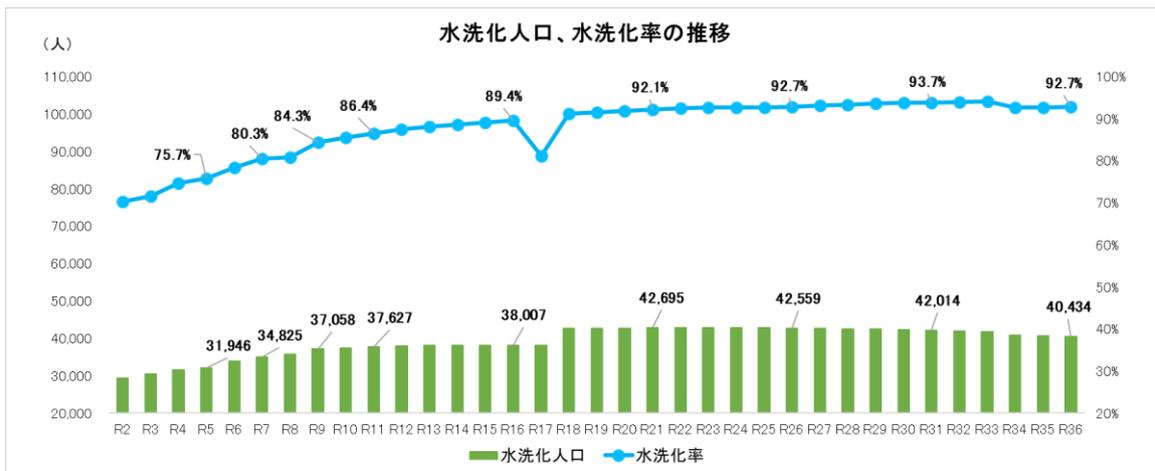
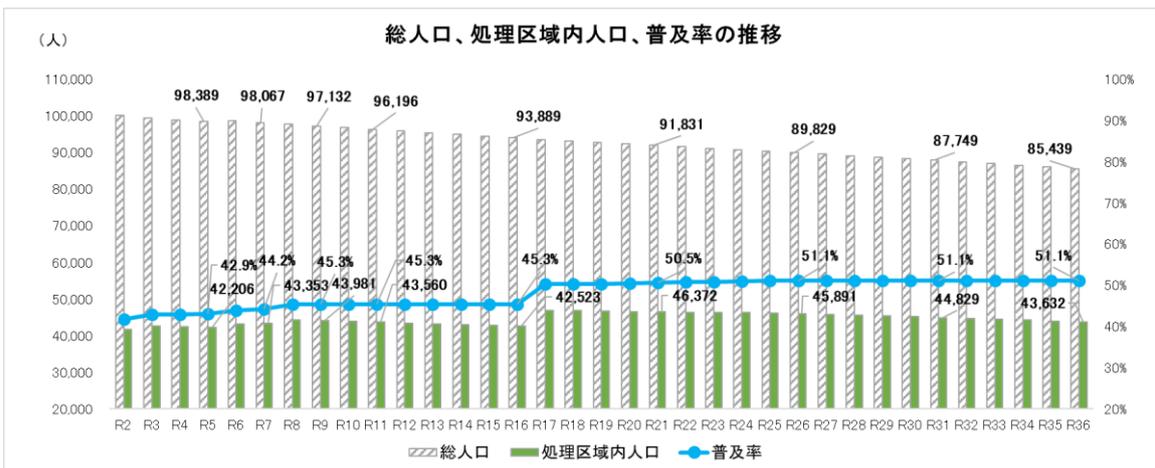
3. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口、水洗化人口の予測

経営戦略での本市総人口の推計は、第6次江南市総合計画の人口推計に基づき算出しており、令和36年度には令和5年度の98,389人から約13%減少する見込みです。

今後、市街化区域^{注17}全域と、一部の市街化調整区域の整備を進める中で、普及率は令和17年度に50%を超えた後は横ばいになり、普及率の予測を踏まえた処理区域内人口は、令和17年度に46,000人を超えた後は、人口減少に伴い緩やかな減少に転じる見込みです。

また、普及率と下水道への接続が進むことによる水洗化率^{注18}の上昇に伴い、水洗化人口は令和18年度に42,000人を超え、処理区域内人口と同様、その後は人口減少に伴い緩やかな減少に転じる見込みです。

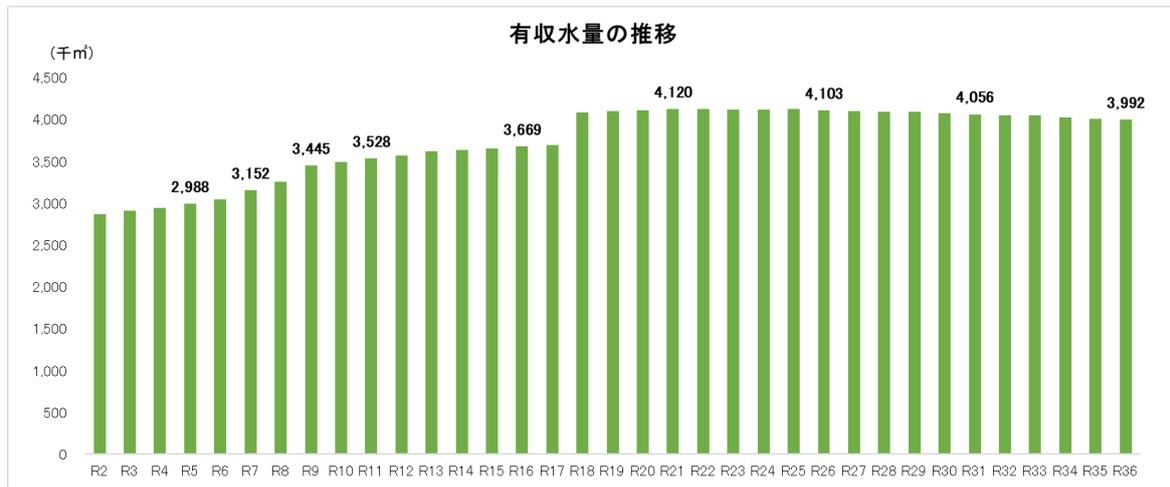


注17 市街化区域：すでに市街地を形成している区域及び優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。なお、農地を保全し市街化を抑制すべき区域として市街化調整区域がある。

注18 水洗化率：処理区域内人口のうち、実際に下水道に接続している人口（水洗化人口）の割合

(2) 有収水量の予測

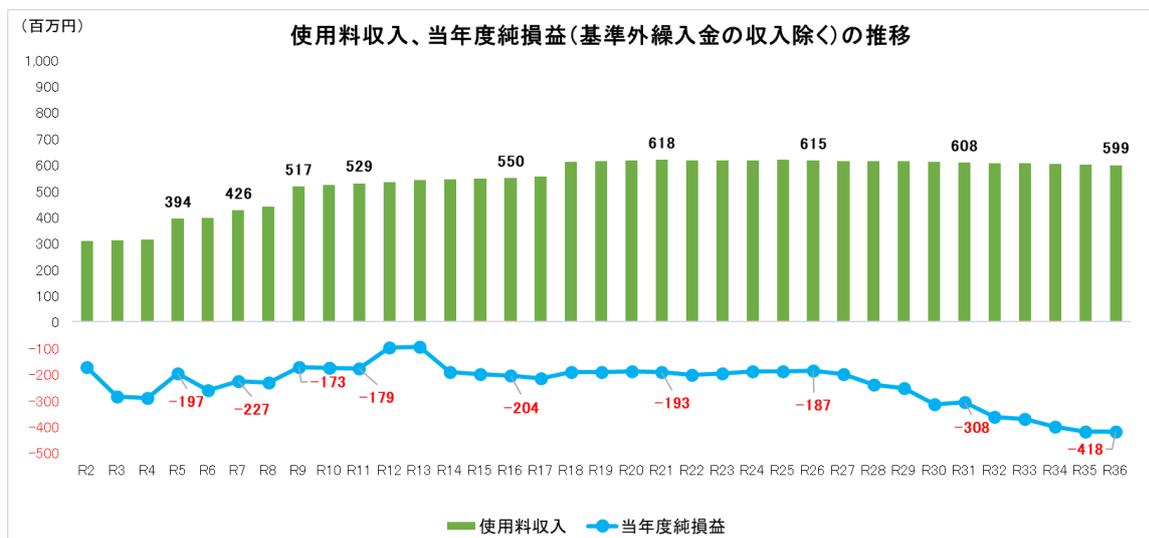
有収水量は、水洗化人口の増加に伴い上昇することで、令和 18 年度には令和 5 年度の 2,988 千 m^3 と比べて約 40%増となる 4,100 千 m^3 に達し、その後は水洗化人口の減少に伴い緩やかに減少する見込みです。



(3) 使用料収入の見通し

使用料収入は、有収水量の上昇、令和 5 年度及び令和 9 年度の使用料改定で右肩上がりに増加することで令和 18 年度には 6 億円を超えますが、その後は有収水量の減少に伴い緩やかに減少する見込みです。

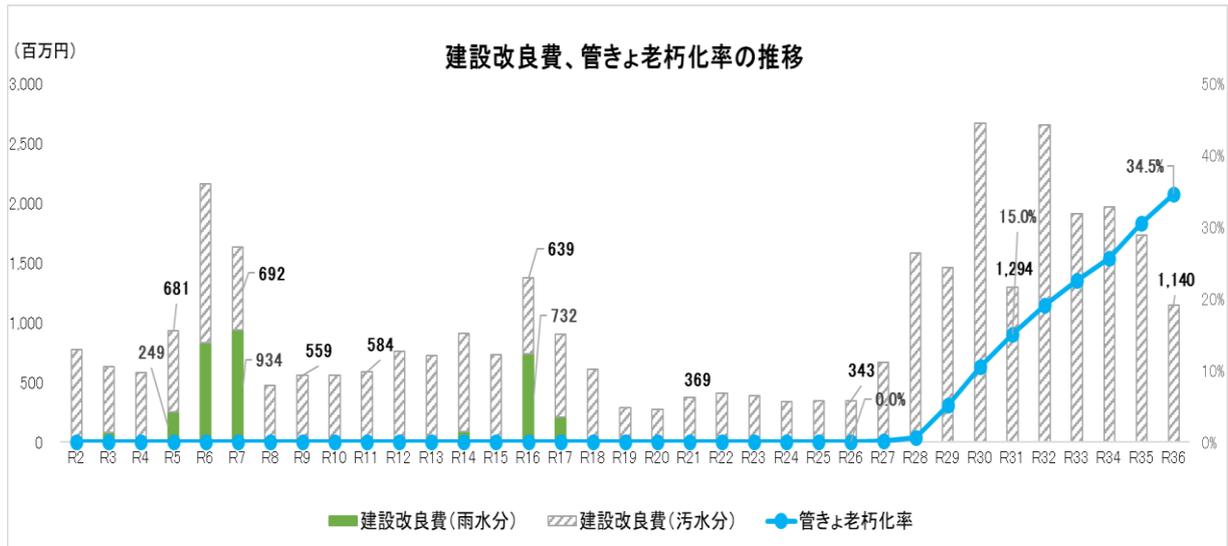
また、基準外繰入金を除いた当年度純損益は、令和 5 年度及び令和 9 年度の 2 回の使用料改定により収入が増えることで赤字を減らせるものの、物価上昇や企業債借入時の金利上昇の影響による費用増に加え、今後、污水管きよの老朽化に伴い維持管理にも多額の費用を要するため、令和 36 年度までに赤字が拡大する見込みです。



(4) 施設の見通し

令和6年度現在、老朽化している污水管きよはありませんが、令和27年度以降、法定耐用年数50年に順次達することで管きよ老朽化率が大きく上昇し、一斉に更新時期を迎える見込みです。

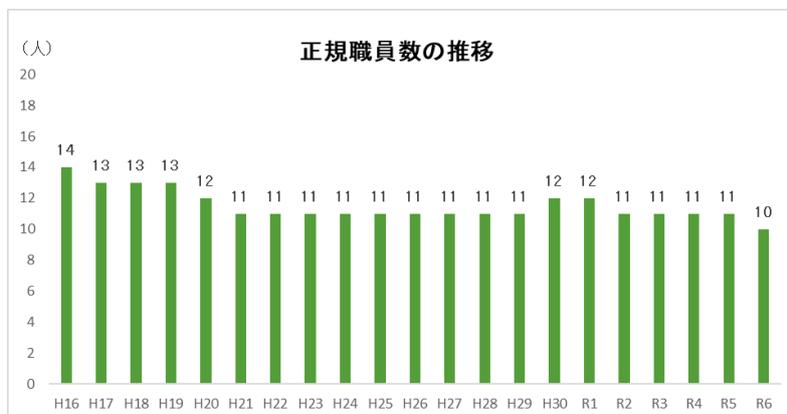
なお、法定耐用年数に達した時点で施設を更新することとした場合、令和27年度以降に多額の更新費用が必要となる見込みです。



(5) 組織の見通し

使用料の収納業務を民間業者に委託するなど、これまでも人員削減を行いながら、限られた人員で業務を効果的・効率的に行えるよう、各職員が専門技術の習得に努めながら業務を行ってきました。

今後について、特別な事情がない限り令和6年度の人員数を維持することとし、限られた人員で下水道施設の維持管理や将来の更新にも適切に対応する必要があるため、業務の見える化や研修への積極的な参加により、ノウハウを正確に継承していくことが必要です。



4. 下水道事業の経営課題

現状分析等を踏まえ、本市の下水道事業の経営課題を、次のとおり整理します。

○使用料収入の少なさ

下水道事業の供用開始年月が遅いことが要因となり、普及率と水洗化率が共に低くなっていることに加え、処理区域内に排出量の多い企業等の大口需要家が少ないため、多くの使用料収入を見込めない。

○一般会計繰入金への依存

繰入金に関する指標は、愛知県平均及び全国平均と比較して劣っており、使用料収入に対する一般会計繰入金の割合が高く、一般会計への依存度が高くなっている。また、汚水処理に要する経費を使用料収入で賄えていない状況であるため、一般会計繰入金には、財源不足を補てんするための基準外繰入金が含まれている。

○多額の企業債の借り入れ

1人当たりの企業債残高は、愛知県平均、全国平均、及び比較団体平均と比較して劣っており、将来世代への負担が大きくなっている状況である。また、企業債の償還において多額の支払利息が発生しており、事業経営上の負担が大きくなっている。

○将来的な経営環境の悪化

使用料収入が十分でない一方で、汚水処理原価が愛知県平均、全国平均、及び比較団体平均と比較して高くなっていることなどを要因として、赤字の経営状況が続いている。また、将来においては、人口減少等の影響による使用料収入の減少、物価上昇や企業債の借入時の金利上昇などの影響による事業費の増加、また、汚水管きよの老朽化に伴う多額の更新費用の発生などが見込まれており、経営環境の更なる悪化が予想される。

第3章 経営の基本方針

「快適な生活環境づくり」や「自然と調和した水環境づくり」のためには、本市の下水道事業を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、将来にわたって安定的に事業を継続させる必要があります。

また、経営課題の解決に向けては、主に人口減少等の将来の施設需要を見据えた適正な投資や収入増加の施策の実施が重要です。

これらを踏まえ、本市の下水道事業の経営の基本方針を次のとおり定めます。

(1) コンパクト・プラス・ネットワークの実現

下水道整備区域は、整備開始当初の計画では市内のほぼ全域を整備対象としていました。しかし、市街化調整区域は、すでに合併処理浄化槽が多く普及していることから下水道事業の費用対効果が低い状況にあり、また、市街化区域に比べて人口密度が低く投資効率が悪い区域のため、下水道整備区域は市街化区域を原則とし、一部の市街化調整区域のみを下水道整備二一ズ、事業費、採算性などを勘案して整備区域に含めることとします。

このように人口減少等を踏まえた将来の施設需要を見据えた適正な投資を実施することで、第6次江南市総合計画に掲げるコンパクト・プラス・ネットワーク^{注19}の実現に取り組みます。

(2) 適正な財源の確保

将来の更新投資等に対しても安定して下水道サービスが供給できるよう、基準外繰入による一般会計の負担、あるいは企業債による将来世代の負担が過剰にならないよう、使用料の改定を通じて下水道使用者による適正な負担となるよう検討するなど、地方公営企業^{注20}の独立採算の原則にのっとり適正な財源の確保に取り組みます。

^{注19} コンパクト・プラス・ネットワーク：国土交通省が提唱している政策で、人口減少や少子高齢化が進む中であっても、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活サービス機能を確保し、住民が安心して暮らせる、持続可能な都市経営を実現できるよう、関係施策間で連携しながら都市のコンパクト化と拠点間の交通ネットワークを形成すること。

^{注20} 地方公営企業：地方公共団体が経営する企業。電気、ガス、鉄道、病院等の事業があり、本市では下水道事業、水道事業が該当する。

第4章以降は未定稿

第4章 投資・財政計画

基本方針を実現するため、投資及び財源に関する具体的な取り組みと数値目標を設定し、それらを踏まえた投資・財政計画を策定します。

1. 投資に関する取り組み

(1) 投資目標

目標

予防保全型維持管理の推進

雨水貯留施設は新規の整備を進めている段階で使用開始している施設はなく、汚水管きよも平成5年度に整備開始し、平成14年度に供用開始した比較的新しい施設のため、現時点では法定耐用年数（50年）を超えた使用はなく、老朽化は見受けられません。

しかし、法定耐用年数到達時で更新した場合の投資試算の結果、令和27年度以降に汚水管きよの更新が一斉に発生することで急激な資金不足が生じる見込みであり、下水道事業の経営に大きな影響を及ぼすことが予想されます。

このため、今後は予防保全型維持管理^{注21}により、施設の耐用年数を延長し施設更新のタイミングを遅らせた上で、一斉に更新時期が到来しないよう投資の平準化・削減につなげます。

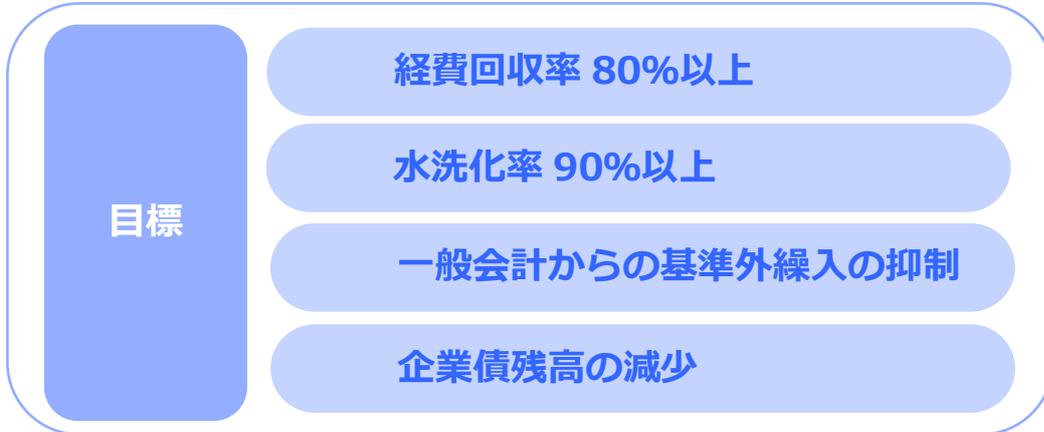
^{注21} 予防保全型維持管理：施設の損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、施設機能の保持・回復を図る管理手法をいい、突発的な事故や費用発生を減少させることができ、費用の平準化・削減、施設の長寿命化が可能となる。反対に、施設機能に明らかな不具合が生じてから修繕等を実施する管理手法を事後保全型維持管理という。

(2) 投資目標達成に向けた具体的な取り組み

- ① 下水道施設の整備・更新に関する事項
- ② 投資の平準化に関する事項
- ③ 最適化に関する事項
- ④ 広域化・共同化に関する事項
- ⑤ 民間活力（民間委託、PPP/PFI など）の活用に関する事項
- ⑥ 防災・安全対策に関する事項

2. 財源に関する取り組み

(1) 財源目標



【数値目標】

指標名	単位	現状値 (R5)	目標値 (R11)	目標値 (R16)	望ましい 方向	類似団体 全国平均 (R4)
経費回収率	%	63.4			↑	84.2
水洗化率	%	75.7			↑	88.1
一般会計繰入金のうち 基準外繰入金の割合	%	49.9			↓	-
企業債残高対事業規模 比率	%	1,439.1			↓	909.2

水洗化率は、全国平均、愛知県平均及び比較団体と比較すると低い水準になっています。これは、下水道事業が供用開始から市民等が下水道に接続するまでに年数がかかる性質を持つため、本市は供用開始が平成 14 年度と比較的遅く、また、平成 26 年度以降に単年度当たりの整備面積を大きく増やしたことで供用開始区域が拡大した影響を受けていると考えられます。現在は、供用開始区域の拡大が落ち着いており、下水道への接続が進む状況となっていることから、水洗化率を向上させる取り組みの推進により、計画期間内の収入増加が達成できるよう水洗化率 90%以上をめざします。

下水道事業は独立採算を原則とすることから、経費回収率の目標は 100%以上とするのが望ましいですが、本市は全国平均、愛知県平均及び比較団体と比較すると低い水準になっており、経費回収率 100%の達成には、急激な使用料改定が必要となるなど市民負担への影響が大きくなるため、まずは計画期間内に 80%以上をめざします。

使用料収入に対して一般会計からどの程度税金を繰り入れているかを示す繰入金対使用料割合は、令和3年度からの資本費平準化債の借入により繰入金の額を削減したことで比較団体と同水準になりましたが、それでも全国平均及び愛知県平均と比較すると高い水準となっています。加えて、1人当たり企業債残高は、全国平均、愛知県平均及び比較団体と比較すると高い水準になっていることから、本市の下水道事業は企業債及び一般会計繰入金へ大きく依存している状況です。

しかし、本市の厳しい財政状況の中では、多額の一般会計繰入金による収入は困難であることから、一般会計繰入金が必要最低限の額となるよう基準外繰入金の抑制をめざします。

また、下水道施設の整備・更新にあたっては、国庫交付金の有効活用や、投資目標のとおり費用を平準化・削減することなどで企業債の借入額を極力抑え、将来世代に負担が残らないよう、企業債残高対事業規模比率が少なくとも類似団体の全国平均と同程度の数値になることをめざします。

(2) 財源目標達成に向けた具体的な取り組み

- ① 加入促進への取り組みに関する事項
- ② 使用料等の適切な徴収に関する事項
- ③ 資産の有効活用等による収入増加に関する事項
- ④ 使用料の見直しに関する事項
- ⑤ 繰入金に関する事項、企業債に関する事項

3. 投資以外の経費に関する取り組み

4. 投資・財政計画（収支計画）及び策定にあたっての説明

投資目標及び財源目標を踏まえた今後 20 年間における投資・財政計画（収支計画）の策定にあたっての前提条件は以下のとおりです。

（1） 前提条件

（2） 各種数値の推移

投資・財政計画における各種数値の推移は次のとおりです。

(3) 投資・財政計画

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度										
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)														
	(1) 料金収入														
	(2) 受託工事収益 (B)														
	(3) その他														
	2. 営業外収益														
	(1) 補助金														
	他会計補助金														
	その他補助金														
	(2) 長期前受金戻入														
	(3) その他														
	収入計 (C)														
	収 益 的 支 出	1. 営業費用													
		(1) 職員給与と 基本給 退職給付 その他													
(2) 経費															
動力費															
修繕費															
材料費															
その他															
(3) 減価償却費															
2. 営業外費用															
(1) 支払利息															
(2) その他															
支出計 (D)															
経常損益 (C)-(D) (E)															
特別利益 (F)															
特別損失 (G)															
特別損益 (F)-(G) (H)															
当年度純利益(又は純損失) (E)+(H)															
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)															
流動資産 (J)															
うち未収金															
流動負債 (K)															
うち建設改良費分															
うち一時借入金															
うち未払金															
累積欠損金比率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)															
地方財政法施行令第15条第1項により算定した 資金の不足額 (L)															
営業収益-受託工事収益 (A)-(B) (M)															
地方財政法による 資金不足の比率 ((L)/(M)×100)															
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (N)															
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (O)															
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (P)															
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((N)/(P)×100)															

(単位:千円)

年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度									
区 分													
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債											
		うち資本費平準化債											
		2. 他 会 計 出 資 金											
		3. 他 会 計 補 助 金											
		4. 他 会 計 負 担 金											
		5. 他 会 計 借 入 金											
		6. 国(都道府県)補助金											
		7. 固定資産売却代金											
		8. 工 事 負 担 金											
	9. そ の 他												
	計 (A)												
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純計 (A)-(B) (C)												
	資 本 的 支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費										
うち職員給与費													
2. 企 業 債 償 還 金													
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金													
4. 他 会 計 へ の 支 出 金													
5. そ の 他													
計 (D)													
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)													
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金											
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額											
		3. 繰 越 工 事 資 金											
		4. そ の 他											
計 (F)													
補填財源不足額 (E)-(F)													
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)													
企 業 債 残 高 (H)													

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度									
区 分													
収 益 的 収 支 分	収 益 的 収 支 分												
	うち基準内繰入金												
	うち基準外繰入金												
資 本 的 収 支 分	資 本 的 収 支 分												
	うち基準内繰入金												
	うち基準外繰入金												
合 計													

原価計算表

供用開始年月日 年 月 日
 処理区域内人口 人
 計算期間 自 年 月 至 年 月
 (年間)

収入の部

項目	金額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
	千円	千円	千円	千円
使用料(X)				0
受託工事収益				0
その他				0
合計	0	0	0	0

支出の部

項目	金額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
	千円	千円	千円	千円
管理費	人件費			0
	給料			0
	諸手当			0
	福利費			0
	修繕費			0
	材料費			0
	路面復旧費			0
委託料			0	
その他			0	
小計	0	0	0	0
ポンプ場費	人件費			0
	給料			0
	諸手当			0
	福利費			0
	動力費			0
	修繕費			0
	材料費			0
薬品費			0	
委託料			0	
その他			0	
小計	0	0	0	0
処理場費	人件費			0
	給料			0
	諸手当			0
	福利費			0
	動力費			0
	修繕費			0
	材料費			0
薬品費			0	
委託料			0	
その他			0	
小計	0	0	0	0
一般管理費	人件費			0
	給料			0
	諸手当			0
	福利費			0
	流域下水道管理運営費負担金			0
委託料			0	
その他			0	
小計	0	0	0	0
資本費	支払利息			0
	減価償却費			0
	企業債取扱諸費			0
小計	0	0	0	0
合計(Y)	0	0	0	0

資産維持費(Z)	
使用料対象経費(Y)+(Z)	0

(X) / ((Y) + (Z)) * 100 =

<使用料水準についての説明>

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起償償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。

第5章 経営戦略の事後検証等

1. 経営戦略の事後検証と見直しの方針

経営戦略で掲げた取り組みを着実に遂行するため、PDCA サイクル「計画策定 (Plan) -実施 (Do) -評価・検証 (Check) -見直し (Action)」に基づき、年度ごとに達成状況の評価を行います。

なお、今回改定の経営戦略は令和7年度から令和16年度までの10年間の計画であり、その間に本市下水道事業を取り巻く環境が変化し、計画と実績に大きな乖離が生じることも考えられるため、計画の中間期には検証を実施し経営戦略を見直します。

2. 経費回収率向上に向けたロードマップ

経費回収率向上に向けたロードマップと業績目標

項目		R5	R6	計画期間 (R7~R16)										
				R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	
ロードマップ	経営戦略策定・改定		戦略改定											
	使用料改定	使用料改定				使用料改定								
経費回収率 (%)		63.4												
業績目標	水洗化率 (%)	75.7												
	一般会計繰入金のうち基準外繰入金の割合 (%)	49.9												
	企業債残高対事業規模比率 (%)	1,439.1												

【発行】

愛知県江南市

〒483-8701

愛知県江南市赤童子町大堀 90 番地

TEL : 0587-54-1111 (代)

【編集】

水道部下水道課